

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和元年5月7日	令和元年5月21日	・「障がい福祉施設等 通報・対応記録シート(平成30年度No.76)」 ・平成31年2月13日付け「障害者虐待事案通報票」 ・平成31年4月9日付け「報告書(ご利用者様に対する虐待行為事案)」	非公開	6号	福祉局	障がい福祉課
令和元年5月7日	令和元年5月21日	淀川区内でケア21が運営する事業において、今年2月に発生した障害者虐待事案に関する調査内容及び調査・指導結果に関する資料	不存在	号	福祉局	障がい福祉課
令和元年5月16日	令和元年7月1日	・認知症サポーター養成計画(大阪市北区社会福祉協議会・大阪市福島区社会福祉協議会・大阪市住吉区社会福祉協議会) ・認知症サポーター地域活動促進事業『業務マニュアル』	公開	号	福祉局	高齢福祉課

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和元年5月16日	令和元年7月1日	・認知症サポーター地域活動促進事業業務委託契約書(平成30年度分) (大阪市北区社会福祉協議会・大阪市福島区社会福祉協議会・大阪市住吉区社会福祉協議会) ・認知症サポーター地域活動促進事業業務委託契約書(平成31年度分) (大阪市北区社会福祉協議会・大阪市福島区社会福祉協議会・大阪市住吉区社会福祉協議会) ・認知症サポーター地域活動促進事業業務報告書 (大阪市北区社会福祉協議会・大阪市福島区社会福祉協議会・大阪市住吉区社会福祉協議会) ・キャラバン・メイト連絡会開催報告書 (大阪市北区社会福祉協議会・大阪市福島区社会福祉協議会・大阪市住吉区社会福祉協議会) ・実施体制報告書 (大阪市北区社会福祉協議会・大阪市福島区社会福祉協議会・大阪市住吉区社会福祉協議会) ・精算書 (大阪市北区社会福祉協議会・大阪市福島区社会福祉協議会・大阪市住吉区社会福祉協議会)	部分公開	1 2 号	福祉局	高齢福祉課
令和元年5月16日	令和元年7月1日	3区の認知症強化型地域包括センター受託法人に配置された非常勤嘱託職員の保有資格や経験など、当該事業に従事するうえで必要とされる知識や技術を確認できるすべての資料	不存在	号	福祉局	高齢福祉課
令和元年5月16日	令和元年7月1日	認知症地域支援推進員連絡会資料 (平成30年5月14日、6月14日開催分)	公開	号	福祉局	高齢福祉課
令和元年5月16日	令和元年7月1日	認知症地域支援推進員連絡会資料(平成30年11月8日開催分)	非公開	5 号	福祉局	高齢福祉課

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和元年5月16日	令和元年7月1日	平成30年度認知症地域支援推進員の活動報告書(2019年3月時点)が、大阪府福祉部高齢介護室介護支援課認知症・医介連携グループで公開されています。しかし、大阪市24区のうち、活動報告書を公開しているのは、福島区、中央区、港区、大正区、浪速区の5区だけです。北区、都島区、此花区、西淀川区、淀川区、東淀川区、旭区、西区、天王寺区、東成区、生野区、城東区、鶴見区、阿倍野区、住之江区、住吉区、東住吉区、平野区、西成区の19区が活動報告書を公開していない理由を確認できるすべての資料	不存在	号	福祉局	高齢福祉課
令和元年5月17日	令和元年5月29日	アネシス寺田町において平成30年8月16日に発生した事故に関する「大阪市介護保険事業者等事故報告書」	不存在	号	福祉局	介護保険課
令和元年5月17日	令和元年7月1日	平成28年11月27日(日)大阪会館Aホールにおいて開催された「認知症サポーターステップアップ講座」指導者養成研修の講師の研修を大阪市社会福祉研修・情報センターのスーパーバイザー〇〇〇〇氏をはじめ何名かの大阪市キャラバン・メイトが受講している。 受講したキャラバン・メイトは何名だったのか それぞれのキャラバン・メイトは何区の連絡会に属するのか 受講修了者による情報共有や意見交換はどのように実施されたのか その事実が確認することができる報告書や会議録などすべての資料 その後、大阪市内で「認知症サポーターステップアップ講座」を開催するにあたり平成28年11月27日以降、これまでに市と大阪市社会福祉協議会で協議し実施した取り組みの内容を確認することができる計画書や会議録などすべての資料	不存在	号	福祉局	高齢福祉課

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和元 年5月17 日	令和元 年7月1 日	平成27年度に企業向け講師登録をしているキャラバン・メイトは41名であった。 平成28年度から現在までの年度ごとの登録キャラバン・メイトの実数と所属する連絡会を確認することができるすべての資料。 企業向け講師登録キャラバン・メイトの活動実績を確認することができる講座申込書、開催計画表、実施報告書などすべての資料 企業向け講師登録キャラバン・メイト同士が情報を共有したり活動を報告し合ったりした連携・協働の様子を確認することができるすべての資料 企業向け講師向けに実施した勉強会、意見交換会、研修の開催事実を確認することができる会議録や報告書などすべての資料	不存在	号	福祉局	高齢福祉課
令和元 年5月19 日	令和元 年7月3 日	「大阪市認知症アプリ・認知症ナビ」管理システムマニュアル ①[ログイン、イベント情報編]	公開	号	福祉局	高齢福祉課
令和元 年5月19 日	令和元 年7月3 日	・大阪市認知症アプリ等構築・運用管理業務委託契約書 ・大阪市認知症アプリ等構築・運用管理業務委託に関する納品書	部分公開	1 2 号	福祉局	高齢福祉課

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和元年5月19日	令和元年7月3日	平成30年3月30日に開設した大阪市認知症ナビは、認知症の人やそのご家族、支援者の方への情報を掲載しているはずだが、1年以上が経過した今でも、情報の掲載が進んでいない。 たとえば、各区の認知症予防の取り組みを紹介しているページがあるが、北区、淀川区、旭区の3区だけしか掲載されていない。北区の「はつらつ脳活性化プロジェクト事業（認知症予防事業）」についてはリンクされているURLは「ページが見つかりません」と表示される。淀川区の『今日からはじめたい認知症予防生活』リーフレットについても同じくリンクされているURLは「ページが見つかりません」と表示される。正しく情報が公開されているのは旭区のリーフレット「脳力アップで認知症予防」だけである。他の21区が、認知症予防に取り組んでいないあるいは公開しない理由を確認することができるすべての資料 大阪市認知症ナビの利用者登録について、登録者の人数や登録者の在住区を確認することができるすべての資料 大阪市認知症ナビが平成30年3月30日に開設されてから現在まで、市民が大阪市認知症ナビを利用した事実を確認することができるアクセス解析に関するすべての資料 大阪市認知症ナビの情報を充実させるために平成31年度に予定されている作業を確認することができる計画書や関係者が協議したときの議事録などすべての資料	不存在		福祉局	高齢福祉課
令和元年5月20日	令和元年7月3日	認知症サポーター等推進事業について 平成31年3月31日現在、大阪市は2,940名のキャラバン・メイトが登録している。 登録しているキャラバン・メイトが何区の連絡会に所属しているのか、キャラバン・メイト輩出の分布を確認することができるすべての資料 登録メイト数2,940名のうち非活動メイトは801名となっているが全国キャラバン・メイト連絡協議会のキャラバン・メイト養成研修実施の留意事項には、活動実績のないキャラバン・メイト(非活動メイト)の人数が多い自治体、企業等においては、現時点で非活動メイトとなっている方たちの活動支援を優先して行うようにと明記されている。 大阪市社会福祉協議会が実施した「非活動メイトとなっている方たちの活動支援」について具体的に実施した取り組みの事実を確認することができる計画書、会議録、報告書などすべての資料	不存在		福祉局	高齢福祉課

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和元年5月20日	令和元年7月3日	認知症サポーター等推進事業について 大阪市では、キャラバン・メイト養成研修が年に3回開催されており、キャラバン・メイト養成の累計数は大阪市社会福祉協議会の中期経営計画(2014年)のとおりに推移している。 キャラバン・メイト養成研修の受講要件は「認知症サポーター養成講座を年間10回程度(最低実施数3回)のボランティアの立場で行える」ことを前提としている。 平成31年3月31日現在、登録メイト数2,940名のうち活動メイトは2,139名となっている。2,139名のキャラバン・メイトが、年間10回程度(最低実施数3回)サポーター養成講座を開催している事実を確認することができる資料 活動メイトが最低実施数のサポーター養成講座を開催したとすれば、2139名×3回＝6,417回以上となり、1年間の開催実績は6,417回以上となるはず。 活動実績のないキャラバン・メイト(非活動キャラバン・メイト)は登録削除の手続きをしなければならない。 登録削除に関する遂行の事実を確認することができる「キャラバン・メイト登録削除届」などすべての資料	不存在	号	福祉局	高齢福祉課
令和元年5月20日	令和元年7月3日	大阪市認知症介護指導者について 受講要件の表現が曖昧でわかりにくい。そのため大阪市認知症介護指導者の地域活動に差が生じていると思われる。 4. 認知症介護指導者研修修了後、大阪府が実施する認知症介護実践研修等の企画・立案に参画し、又は講師として従事する意志のある者 企画・立案に参画というのは、研修企画会議に出席することを示すのか。 又は講師として従事する意志のある者というのは、「従事」という文言が示すよう「もっぱら」ということになるのか。そして、その意思はどのように確認しているのか。 5. 地域ケアを推進する役割を担うことが見込まれている者 地域ケアを推進する役割とは、具体的にどのようなことを示すのか。既に地域ケアを推進する役割を担っている者ではなくて見込まれている者でいいのか。 6. 地域における認知症介護研修修了者等のネットワーク形成の推進に協力することが見込まれている者 上と同様に、ネットワーク形成の推進に協力するとは具体的にどのようなことを示すのか。 既にネットワーク形成の推進に協力している者ではなくて見込まれている者でいいのか。 これらの受講条件を満たし、認知症介護指導者養成研修を受講して修了したものが認知症介護指導者として地域活動を展開している事実を確認することができるすべての資料	不存在	号	福祉局	高齢福祉課

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和元年5月21日	令和元年7月4日	・平成30年度キャラバン・メイト養成等業務計画書 ・平成30年度キャラバン・メイト養成等業務報告書 ・平成31年度キャラバン・メイト養成等業務計画書	部分公開	1号	福祉局	高齢福祉課
令和元年5月21日	令和元年7月4日	大阪市社会福祉協議会は、平成30年9月14日に大阪市24区のキャラバン・メイト連絡会事務局担当者の情報交換会を実施したが参加しない区があった。事務局担当者の代理となる者の出席もなかった。 この件に関して大阪市キャラバン・メイト事務局に説明を求めたが欠席の理由を回答してもらえなかった。 この件について説明を求めます。 大阪市キャラバン・メイト事務局と24区のキャラバン・メイト連絡会が連携できているとは思えない。 年に3回実施されているキャラバン・メイト養成研修においても研修終了後に受講修了者に対するキャラバン・メイト連絡会からの説明に出席しない区があった。こちらも欠席の理由を説明してもらえなかった。こちらの件についても説明を求めます。 大阪市社会福祉協議会は事業の受託法人として説明責任を怠っている。 本年度、令和元年6月20日に同じく各区キャラバン・メイト連絡会事務局担当者の情報交換会の開催案内が届いているが過去の経緯から各区のキャラバン・メイト連絡会に出席義務があるのか否か定かではない。 各区のキャラバン・メイト連絡会は会議体としてどのような運営基準があるのか確認することができるすべての資料 また情報交換会を開催しているが、その中で挙げた課題に対する方策についてどこで誰が協議しているのか、何もわからない。 平成30年9月14日に実施した情報交換会で抽出した課題に関してその後に行った課題解決のための協議の事実を確認することができるすべての資料	不存在	号	福祉局	高齢福祉課

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和元年5月21日	令和元年7月4日	認知症初期集中支援推進事業を推進するための会議体として、チーム員会議・関係者会議・実務者会議(エリア単位・市全体)、検討委員会がある。 出席者は、主な参加者として、チーム員、チーム員医師・地区医師会、地域支援推進員、保健福祉センター(区保健師等)、区内包括職員、スーパーバイザー、認知症サポート医、大阪市関係職員、高齢者相談支援サポート事業担当者となっているが、区内ネットワークへの参加者の実情に応じて、認知症初期集中支援推進事業の推進にあたり有益な者として、事業者連絡会、キャラバン・メイト連絡会、家族会等の関係者や、地域資源の連携体制構築の推進を役割とする認知症介護指導者等の参加を依頼することも可能としている。 (出典:大阪市認知症初期集中支援チーム事業実施の手引き2016.4P9) 私は西成区キャラバン・メイト連絡会として区認知症施策推進会議に参画しているが、他23区のキャラバン・メイト連絡会における認知症施策推進事業への連携・協働の事実を確認することができるすべての資料	不存在	号	福祉局	高齢福祉課
令和元年5月23日	令和元年6月6日	・平成31年4月22日付け大阪市介護保険事業者等事故報告書 ・令和元年5月7日付け大阪市介護保険事業者等事故報告書	部分公開	1号	福祉局	介護保険課
令和元年5月29日	令和元年6月12日	福祉局が所管、保有する大阪府中央区、浪速区、北区、天王寺区、大正区、東成区、福島区、西区の全ての土地(平成30年9月末時点のもの。ただし、公有財産台帳に掲載の土地を除く。)	不存在	号	福祉局	経理・企画課